

# 事業者様向け 総合事業に関するQ&A(第2版)

令和元年5月1日版  
今後変更する可能性があります。

1. 利用料、単価、請求に関すること	回 答
① 介護予防・日常生活支援サービス事業の自己負担割合、利用料は	訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、通所型サービスⅠ利用の場合は介護給付と同様(1割～3割)。住民主体介護予防サービスは運営団体が規定する入会金や参加費の自己負担あり。短期集中型サービスは自己負担なし
② ケアマネジメント費は	現行通りである
③ ケアマネジメント費の初回加算は予防給付と同じでよいか	同様である
④ 初回加算はどのような場合につくのか	①区分変更(要支援→要介護、要介護→要支援)と新規の方については初回加算が算定される。②要支援の方が総合事業に移行し、サービスを利用する場合は、契約を新たに取替わしてもサービスの内容は今までどおりで変わらないため、初回加算は算定されない。③居宅支援事業者においては、委託元の地域包括支援センターが変更になった場合に算定が可能である
⑤ 羽村市民が隣市の事業所のサービスを利用したら場合の請求先はどこか	羽村市である
⑥ 隣市の市民が羽村市の事業者を利用している場合の請求先はどこか	隣市である
⑦ 地域区分単価について、羽村市に住民登録をしている利用者が他市町村の事業所を利用した場合は羽村市の単価になるのか、事業所所在地の単価になるのか	羽村市の地域区分単価が適用される
2. 基本チェックリストに関すること	回 答
① 基本チェックリストはどこでどのように実施しているのか	羽村市では、原則本人が高齢福祉介護課介護認定係に来庁して受ける。家族でも代理では受け付けない
② 基本チェックリストによる事業該当者の有効期限はあるのか	有効期限はない。保険証には事業利用の有無にかかわらず事業対象者と印字される

3. ケアマネジメントに関すること	回 答
① ケアマネジメントの考え方はどのようなものか	①訪問型サービスⅠ、訪問型サービスⅡ、短期集中型サービス(訪問型・通所型)を利用の場合はケアマネジメントAである。②家事サポートサービスBのみの利用の場合はケアマネジメントCである③住民主体介護予防サービスのみ利用の場合はケアマネジメントは発生しない
② 予防給付とサービス事業の両方を利用する場合のケアマネジメントは	ケアマネジメントAである
③ 地域包括支援センターは介護予防ケアマネジメントを居宅介護事業所に委託することは可能か	委託は可能。委託するかどうかは各包括でケースごとに判断する
④ 事業該当者のヘルパーやデイサービスの利用回数のめやすは	要支援1相当とみなす
⑤ 臨時や体調不良の時増回ができるか	対象者の状態をアセスメントした結果必要であれば可能。経過記録等にその根拠を記載する
⑥ 通所型と訪問型を同時に利用できないか	対象者の自立に効果的と判断できれば可能である
⑦ 訪問C、通所Cを終了した後のサービスは	住民主体介護予防サービスや一般介護予防事業の利用など、本人の自己目標によって利用の検討を
⑧ 暫定プランの扱いはあるか	想定されない
⑨ 自己作成の扱いはあるか	想定されない
⑩ 住所地特例の方の扱いは	従来の予防給付と同様の扱いである。詳細はお問い合わせください
⑪ 住所を移さず羽村市内居住している方のサービス利用費の請求はどうしたらよいか	従来の予防給付と同様の扱いである。詳細はお問い合わせください

4. 訪問型サービスに関すること	回 答
① サービスの提供時間のめやすは	現行の予防給付と同様、45分～60分を一定の目安としている
② 訪問型サービスⅠとⅡの使い分けは身体介護の有無でよいか	よい。訪問型サービスⅠは入浴、排泄、食事の介助などの身体介護が含まれる。訪問型サービスⅡはそれらの身体介護がない家事援助、調理、掃除、買い物など。訪問型サービスⅡは訪問型サービスⅠよりも費用負担が小さくなる
5. 通所型サービスに関すること	回 答
① 更新で要支援2の方が要支援1または事業該当者になり、ケアマネジメントの結果、通所型サービスⅠの利用が週2回必要となった場合、コードは何を選択すればよいか	A7コードを利用する。ただし、自立支援を促進する観点から、利用期間は最大6か月とする
② A7コードの利用が6か月を超えそうな場合は	利用期間が6か月を超えないよう評価を行い、なおかつ週2回の利用が適切と判断した場合は、区分変更申請を行う。評価にあたっては自立支援に必要なインフォーマルなサービスの利用などもふまえて実施する
③ 要支援2の方が、ケアマネジメントの結果、通所型サービスⅠの週1回利用した場合、コードは何を選択したらよいか	A7コードを利用する
④ 住民主体介護予防サービスとはどのようなものか	ボランティアが運営する体操教室やサロンである。介護予防に資する活動で一定の要件を満たした団体に市が活動費を補助する。運営主体によって会則や利用料、入会金がある場合がある。
⑤ 高齢者本人に住民主体介護予防サービスを紹介するにはどのようにしたらよいか	運営団体によって受け入れ方法が異なるので、介護予防・地域支援係に問い合わせを

6. 一般介護予防について	回 答
① 住民主体の通いの場とはどんなものか	介護予防体操を通して地域のつながりを創出することを目的とする場である。週に1回、DVDを見て体操を行う会を高年齢者自身が自主運営する。これらに取り組めるよう、市は随時説明会を行っている。(みんなで続ける！介護予防体操説明会)
② 住民主体介護予防サービスと住民主体の通いの場はどう違うのか	住民主体介護予防サービスは活動費などを市から補助を受けて自主運営する。住民主体の通いの場は住民同士の運営による自主活動で補助はない
③ 高年齢者本人に住民主体の通いの場を紹介するにはどのようにしたらよいか	自主グループごとに受け入れ方法が異なるので、介護予防・地域支援係に相談を
④ 近くに住民主体の通いの場がない場合はどうしたらよいか	新規に場を立ち上げることができる。週に1回集まる場所があり、DVD視聴環境(DVD再生デッキ、テレビ画面、ノートパソコンなど)とパイプ椅子が用意できれば誰でもどこでも立ち上げ可能。高年齢者が3~4人集まれば、運営に携わる方の年齢は不問
⑤ 住民主体の通いの場がうまく立ち上がるか、その後の継続が不安な場合は	立ち上がり支援として導入時と3か月目に専門職が現地訪問して助言する。(3か月応援メニュー)4か月目以降も6か月を目安に専門職が現地を訪問し、継続支援を行う

7. 事業者指定に関すること	回 答
① 事業所指定の有効期間は	6年である
② サービス提供責任者(訪問型Ⅰ)は、訪問型Ⅱの責任者と兼務できるか	兼務はできない。指定訪問介護事業者が指定訪問介護サービスと訪問型サービスⅠ、Ⅱを一体的に実施しており、訪問型サービスを含めた利用者の数が現行の訪問介護の基準の範囲内であれば訪問型サービスⅡの基準を満たしていることとみなす
8. 周知等に関すること	回 答
① 総合事業を扱う事業所の一覧がほしい	総合事業の対象事業所が記載されている事業所一覧を高齢福祉介護課窓口で配布中である
② 総合事業の問い合わせ先は	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合事業全般に関すること→介護予防・地域支援係</li> <li>●保険に関すること→介護保険係 ●基本チェックリスト、認定に関すること→介護認定係 ●サービス利用に関すること→地域包括支援センター●事業者指定に関すること→社会福祉課法人・施設指導係</li> </ul>